

議 案 第 41 号

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

文化・スポーツ政策を市長部局において重点的かつ総合的に推進していくため。

## 松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関することに限る。）（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する事務として教育委員会若しくはその権限の委任を受けた教育長（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に当該事務に関し教育委員会等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めがある場合を除き、施行日以後においては、同条に規定する事務として市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。